

## 株式交換に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号及び  
会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2025 年 11 月 27 日

株式会社 A r e n t

2025年11月27日

## 株式交換に係る事後開示書面

東京都港区浜松町二丁目7番19号

株式会社A r e n t

代表取締役 鴨林 広軌

石川県金沢市広岡三丁目3番11号

株式会社建設ドットウェブ

代表取締役 三國 浩明

株式会社A r e n t（以下「A r e n t」といいます。）及び株式会社建設ドットウェブ（以下「建設ドットウェブ」といいます。）は、2025年10月29日付で両者の間で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2025年11月27日を効力発生日として、A r e n tを株式交換完全親会社、建設ドットウェブを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。

本株式交換に関する会社法第791条第1項第2号及び第801条第3項第3号並びに会社法施行規則第190条に定める開示事項は以下のとおりです。

### 1. 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1項）

2025年11月27日

### 2. 株式交換完全子会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過並びに同法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第2号）

(1) 会社法第784条の2（株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過  
会社法第784条の2の規定による株式交換の差止請求を行った建設ドットウェブの株主はいませんでした。

(2) 会社法第785条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過  
会社法第785条第1項の規定により株式買取請求を行った建設ドットウェブの株主はいませんでした。

(3) 会社法第787条（新株予約権買取請求）の規定による手続の経過  
該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条（債権者の異議）の規定による手続の経過  
該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2（株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過

Arent は会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いましたので、会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続について、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過

Arent は、会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項並びに社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項の規定に基づき、2025 年 11 月 6 日に本株式交換を実施する旨並びに株式交換完全子会社となる建設ドットウェブの商号及び住所を電子公告にて公告いたしました。なお、Arent は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いましたので、会社法第 797 条第 1 項の規定による手続について、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条（債権者の異議）の規定による手続の経過

該当事項はありません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

本株式交換によって、Arent に移転した建設ドットウェブの株式の数は、本株式交換により Arent が建設ドットウェブの発行済株式（ただし、Arent が所有する建設ドットウェブの普通株式及び A 種類株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）の建設ドットウェブの発行済株式総数から Arent が所有する建設ドットウェブの普通株式及び A 種類株式の数を除外した 135 株です。なお、上記発行済株式総数は、後記 5. (3) 記載の自己株式の消却が行われた後のものです。

5. その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

(1) Arent は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき、本株式交換に反対する旨を Arent に通知した株主はいませんでした。

た。

- (2) 建設ドットウェブは、会社法第783条第1項の規定により、2025年11月11日付けの会社法第319条第1項の規定に基づく株主全員の同意及び、会社法第325条で準用する同法第319条第1項の規定に基づく普通株主全員の同意により、の臨時株主総会及び普通株式に係る種類株主総会の決議によって本株式交換契約の承認を得ております。
- (3) 建設ドットウェブは、2025年10月29日開催の取締役会の決議に基づき、基準時の直前の時点をもって、基準時の直前の時点において所有していた自己株式である普通株式53株全て（本株式交換に際して行使された会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。）を消却いたしました。
- (4) Arentは本株式交換に際し、建設ドットウェブの株主名簿に記載された基準時の株主のうち、Arentを除く株主に対し、その所有する建設ドットウェブの普通株式1株につきArentの普通株式206株の割合をもって交付いたしました。なお、Arentが交付した株式の総数は27,810株であり、Arentは本株式交換による株式の交付に際し、新たに27,810株を発行いたしました。
- (5) 本株式交換に伴い増加したArentの資本金及び準備金の額は、以下のとおりです。
  - ① 資本金：44,217,900円
  - ② 資本準備金：44,217,900円
  - ③ 利益準備金：0円

以上